とちぎ歯の健康センターだより

●《特集》スペシャルニーズデンティストリィ

●とちぎ歯の健康センター事業案内

No.19
2012
12月1日発行

歯の健康センター

診察室

とちぎテレビ取材

アグリプラザまつり

舌体操人形

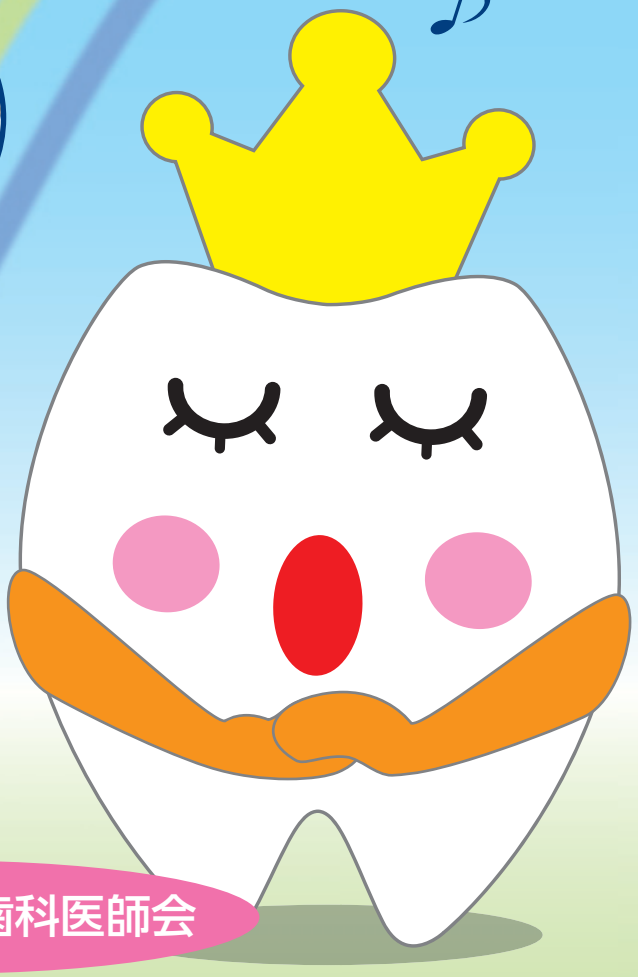

栃木県・栃木県歯科医師会

Special needs Dentistryをご存知ですか?

Special needs Dentistry というのは、聞き慣れない言葉ですが特別な対応を必要とする患者さんのための歯科医療のことです。とちぎ歯の健康センター診療所で行われている診療がこれに当たります。従来、障がい者歯科とか有病者歯科といわれたものを、健常者を含めて、もっと広い意味で考えるようになりました。

例えば、初めて来院された自閉症の患者さんに歯科治療を理解してもらうのには、まず場面に慣れてもらう必要があり、やり方、順序など絵カードを使って説明します（TEACCH）。話し方にも注意が必要で、1対1の原則を守らなければいけないなど特別な対応が必要であり、医療者側がそれを知っていなければなりません。そして、同じ病気、障害でも一人一人の個性が皆違っていることを理解しなければなりません。このように、簡単な歯科治療でも多くのエッセンスをちりばめた対応がされているのです。

センターで5年あまり仕事をしてきて、こんな風にしたいという希望も含めて一部分ではありますがspecial needs dentistryの概要を説明したいと思います。

新生児・乳幼児期

先天的な疾患や低出生体重児などに対する歯科的なアプローチが必要です。将来の見通しを話すことによって母親の不安を少しでも取り除くことが必要ですし、機能的な発達を助けるような指導、離乳時期の機能的な判断などの情報伝達がなによりも重要です。また、この時期は母親や家族に対する心理的な理解が必要で、育児支援としての役割が大きい時期です。できれば、経験のある専門医と歯科衛生士がいることが望ましいでしょう。一緒にこの子を育てていく、見守っていくといった姿勢が大切なことです。

幼児期

母親から独立すべき自立心が芽生える時期です。しかし、知的障害の有無や身体発育の程度によって、一人一人皆異なりますので育児環境を把握し、適切な指導を継続的に行う必要があります。TSD（Tell Show Do）やTLD（Tender Loving Care）などの原則的なアプローチから始め、歯科を受け入れてもらう体制づくりが大切です。強制治療は極力避けて、予防とメインテナンスの定着を計るべきでしょう。母親はとかく歯ブラシの方法論に傾きがちですが、これは我々医療サイドも反省すべき点で、生活習慣の改善や全身的な観点からの指導であってほしいものです。歯医者さんが大好きな子供たちを育てることが、大きな役割です。

説明

TSD　tell　show　do

言って（説明して）　見せて　やってみる
そして必ず褒めるを繰り返すことによって動作をマスターする方法。

TLC　tender　loving　care

愛情を持って接するケアー。感覚の鋭い方が多いですから、おざなりの接し方はすぐにばれてしまいます。

学童期

乳歯列から永久歯列への交換期で、口腔内が様々に変化する時期です。指しゃぶりや舌癖など多彩な症状が認められ、母親（保護者）の不安が増大する時期でもありますのでこちらのケアーも重要です。適切な情報提示と指示が必要です。なによりも大切なのは患者さんが楽しく通院できる環境作りで、そのことだけでも母親の負担を軽減します。学校に通学することだけでも大きな環境変化ですから、注意深い観察が必要です。楽しく通院できる環境というのはPMTCを中心に予防管理がきちんとできて口腔内の健康が保たれた状態を言います。例えば治療が必要になったとしても比較的スムースな意思の疎通が計れると思います。また、強制的な治療を行う必要がある場合でも、極力ストレスを残さない努力が必要です。場合によっては全身麻酔を考慮しても良いのではないかと考えます。この時期の治療によるストレスは後まで残ることが多くその後の通院困難を招き、成人後の口腔状態の悪化に直結します。

中高生の時期（思春期）

この時期は情緒的な変化や生理的な変化、環境面での変化などが重なり、意思の疎通困難や興奮、退行など様々な表情が見えてきます。口腔内は比較的安定していますが、家庭でのコントロールが困難で生活習慣病である歯科疾患が多発してしまう場合もあります。この場合、MI（minimamu intervation できるだけ削らず、抜かず最低限の侵襲に留める治療）の原則に従って治療をし、家庭と診療室でその人ができる予防管理の方法を見つける必要があります。歯ブラシひとつとって見ても、歯科疾患を完全に予防できるレベルまではなかなか上達しません。診療室できちんと磨いて管理し、その上で少しずつ上手になってもらう必要があります。1年2年かけて、ゆっくりです。定期的に通院する意識と環境を作らなければなりません。幼少時から継続的に通院している人たちは多分大丈夫。そして、ここをうまく乗り換えれば成人しても歯を残せる人が多くなります。症状がないからといって、ついつい診療室に行かない日々が続くとあっという間に悪化するのもこの時期です。予防管理の価値を理解してもらう努力が必要です。

成人期

スペシャルニーズのある人が健康を害すると、生活のクオリティーを著しく害します。その中でも口の機能はとても大切で、食べることは何よりも優先されることでしょう。ところが、健康であると気づかないことが多く、悪化してから受診すると元に戻すことは困難になります。精神疾患や知的障害などで協力的な受診ができない場合はますます限られた治療になり、その治療の選択枝も狭くなってしまいます。有病者の場合は病気によって考慮しなければならない事も出てきますので予防とメインテナンスが重要であることを強調しすぎることはありません。歯並びの治療や先端医療などは口の中が健康な状態であることが前提ですし、治療が必要のない健康な状態を保つことが何よりも大切なことです。そのためには、1から3ヶ月間隔のメインテナンスで通院する必要があります。治療のための通院ではなく、健康を保つために通院すると従来の治療主体の考え方を変えてもらわなければなりません。

老年期

老年期は健康な歯がどれくらい残っているかによって、QOL（Quality of life 生活の質）が大きく異なり、また治療の方針も異なってきます。

例えば知的障害を持つ人の多くは的確に症状を訴えることが困難で、合併症が多く、また、家族の医療に対する関心が低いなどさまざまな 問題を抱えていて、口腔衛生状態が悪いと言われています。身体障害のある方も、年令の増加とともに二次障害が増加し、日常生活に影響が出てくると言われています。このような中で、私たちは歯を残すことや口の健康が本人や家族に及ぼす影響がどれだけ大きいかを身を持って感じています。食べることは即ち生きることなのです。

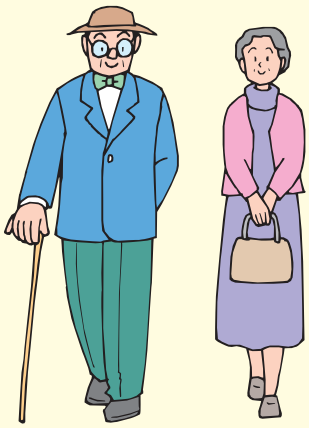

メインテナンスの重要性を理解してもらい、通院してもらうことによって口の中のことは我々専門家に任せてもらい、少しでもご家族の肩の荷を軽くしてもらうことを心がけることが重要です。そして、多くの患者さんが自分の歯を残し健康な口になって「あー、美味しかった」と言ってもらえることが私達の目標です。

以上、ライフサイクルに分けて主なところを解説しました。病気だけを診る医療ではなく患者を診るのが医療であって、それは歯科といえども同じです。とちぎ歯の健康センター診療所で行うべき内容は次の3つのことだと思います。

3つの柱

1. 予防とメインテナンス
2. それぞれのリスクに応じた歯科治療
3. 育児支援、摂食指導などの生活支援

今回は、special needs dentistry という聞き慣れない言葉について、主に1の予防とメインテナンスを中心に解説しました。実は、歯科のやるべきことは障がい者も有病者もそして健常者も同じなのです。違っているのは受ける側が特別な配慮を必要としているということなのです。しかし、その要求に答えられる人材はすぐには育ちません。

どうか、長い目で見てあげてください。皆さんの温かい励ましが人材を育てる糧になります。そうして育った人材が栃木県の大切な財産です。

とちぎ歯の健康センター専任歯科医師　坂入　　博

とちぎ歯の健康センター
事業案内

障害者歯科診療所

とちぎ歯の健康センター診療所は専任歯科医師1名、非常勤歯科医師5名、輪番制協力歯科医師86名、常勤歯科衛生士5名で診療を行っています。

スタッフは、患者さんが安心して楽しく通院できるように日々心がけています。

視察・研修会

県民や行政・団体などを対象に、歯についての講習会や実習を伴う視察・研修を行っています。

その他、歯科医療関係者の研修会も開催しています。

見過ごされがちな口腔の健康を再確認して生活のQOLを高めることが話題になっています。少人数でも結構ですからご活用ください。

展示コーナー・図書資料室

センター2階の展示コーナーには、各ライフステージに応じた口腔ケアのパネルや模型等を展示しています。

図書資料室は図書やビデオ等を備えてあり、自由に閲覧ができます。

永久歯等対策事業

県内の保育所（園）・幼稚園の園児と保護者を対象に、「6歳臼歯」を中心に歯科保健指導を行っています。

また、要請のあった障害児通園施設の園児と保護者、特別支援学校の児童と保護者を対象に歯科保健指導を行っています。

乳幼児健全育成事業

要請のあった県内の健康福祉センターの乳幼児と保護者を対象に歯科保健指導を行っています。

- 県東健康福祉センター
- 県西健康福祉センター
- 県南健康福祉センター
- 県北健康福祉センター
- 安足健康福祉センター
- 今市健康福祉センター

巡回歯科診療

歯科巡回診療バス「ルリちゃん号」で、県内のへき地や障害者施設及び高齢者施設等へ歯科医師・歯科衛生士を派遣しています。

平成23年3月の大震災の際「ルリちゃん号」は、宮城県に貸し出され、各地で活躍してきました。

●へき地巡回診療

無歯科医地区を有する市町の中で、要請のあった地域を訪問し、地域住民の希望者に歯科診療を行っています。

●施設巡回歯科健診

希望のあった障害者施設及び高齢者施設を訪問し、歯科健診を行っています。

上記事業を希望される方は、当センターにご連絡ください。

耳よりな話

骨粗鬆症のお薬をお飲みではありませんか？

骨粗鬆症の治療薬を服用されている方は、抜歯などの出血を伴う処置が出来ない場合があります。歯科治療の際は、かかりつけの医科の先生と相談の上、受診しましょう。

とちぎ歯の健康センター

《ホームページ》http://www.tochigi-da.or.jp/center.html

利用のご案内

開館時間

障害者の歯科診療（予約制）　午前9時～12時　午後1時30分～4時30分

（予約直通）☎028(648)6472

歯科相談・指導（電話・来所）
展示コーナー　午前9時～午後4時30分

休館日

土・日・国民の祝日
年末・年始（12月28日～1月4日）

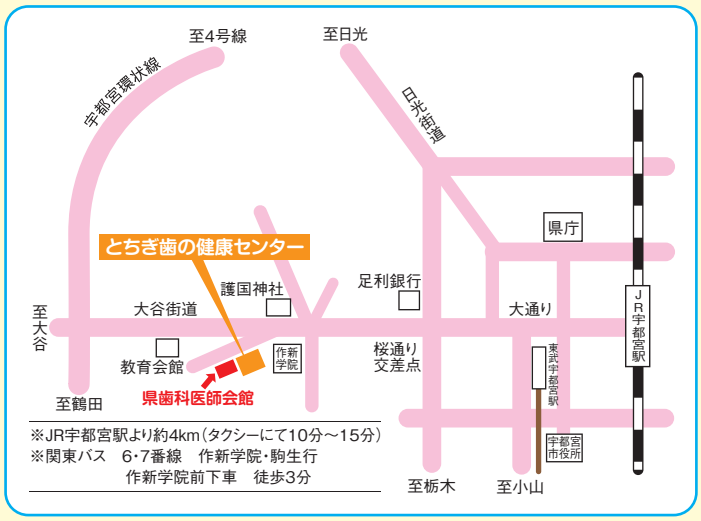

とちぎ歯の健康センター　代表者　柴田　勝
発行責任者　宇都宮市一の沢2丁目2番5号
☎028(648)6480（代表）
印刷所／㈱松井ピ・テ・オ・印刷　宇都宮市陽東五丁目9番21号　TEL028(662)2511